

講演会・市民集会に参加ください

安倍「国葬」反対の市民の取り組み



米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市会議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

米原革新懇講演会と総会

- 1、日時 2022年8月28日（日）10時～12時
- 2、場所 山東学びあいステーション（旧山東公民館・ルッチプラザ北隣）
- 3、講演 「参議院選挙後の日本の平和・民主主義・憲法・国葬を考える」
講師 高橋進氏（滋賀自治体問題研究所理事
長・龍谷大学法学部名誉教授）
- 4 参加費 無料

「安倍元首相の国葬」反対湖北市民集会

- 1、日時 2022年8月28日（日）13：15～15：45
- 2、場所 さざなみタウン（旧長浜市役所）
- 3、基調講演 仮「安倍元首相国葬と今の政治を考える」
講師 松宮孝明氏（立命館大大学院法務研究
科教授・長浜市石田町出身）
- 4、市民からの意見表明・集会アピール・長浜市内パレード（参加費 無料）

国葬反対の全国革新懇

参議院選挙中に銃撃され死去した安倍元首相をめぐる、犯人が旧統一協会二世であり母親が統一教会に多額の献金を行い家庭崩壊され、その広告塔の役割の安倍元首相を恨んで犯行に及んだというものです。そして自民党を始めとする多数の議員が旧統一協会とズブズブの「底なし沼」の関係が報道されています。県内の衆議院議員も統一教会と密接な関係が明らかになっています。また一方岸田首相が早々に決めた安倍元首相の「国葬」問題が立憲主義を揺るがす大きな問題となっています。

7月22日の閣議で、参院選期間中に銃撃されて死去した故安倍晋三氏の「国葬儀」を9月27日に行うことが決定された。戦前の国葬令が現行憲法の施行とともに廃止されており、個人の葬儀を国が執り行う根拠法令は存在しない。政府は、内閣府設置法第4条3項33号（国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること）が根拠だとするが、その条文は個人の葬儀を国が行う根拠とはならないことを法律の専門家も強く指摘している。

安倍政権美化は許されない

「国葬儀」を口実に市民に対して弔意の強制や同調圧力が高まることとなれば、さらに深刻な人権侵害をひきおこすことになる。また、憲法第20条の信教の自由との関係も含め「国葬」と憲法との整合性についての懸念は払しょくできず、そのことからこの間関連法制の整備がおこなえなかったと考えられる。市民の基本的な人権との関係を十分に検討されたとは思えず、その点でも瑕疵のある決定だと言わざるを得ない。

7年8ヵ月続いた安倍政権のもとで、経済的格差が拡大し、貧困が深刻化したのは紛れもない事実であり、「国葬」によって美化されるのは許されない。憲法違反が強く指摘される安倍法制・戦争法を強行し、アメリカの戦争に自衛隊を参加させる「道」をつけ、武器の爆買いを繰り返して軍事大国にも突き進んだ。森友学園・加計学園疑惑や、桜を見る会疑惑などで行政を私物化し、公文書の隠蔽、廃棄や統計情報の改ざらなど、官僚組織に付度と服従を強いたのも安倍政権であった。一方で、世界から立ち遅れた人権状況、とりわけジェンダー平等の実現には背を向け続けた。これらへの被害は今に続き、民主主義を蝕んでいる。政治の負の遺産が目につく政権であったことから、「安倍国葬」への市民の評価は賛否が分かればならない。以上のことから、「国葬儀」の閣議決定の撤回と、その中止を重ねて求める。

立憲主義蹂躪の暴走

国権の最高機関である国会での論議もなしに法的根拠のない「国葬儀」を決定したことは、2014年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定を彷彿とさせる立憲主義蹂躪の行政の暴走である。憲法に反する閣議決定であり、撤回し「国葬